

「2,4-D」「アゾキシストロビン」「グルホシネート」「クロルフェナピル」「シアゾファミド」「ビフェントリン」「ピフルブミド」「フェンピロキシメート」「プロチオコナゾール」「マンジプロパミド」「ミルベメクチン」「メタアルデヒド」「ルフェヌロン」「エトフェンプロックス」「ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート」「アラニカルブ」「イマザキン」「クロルプロファム」「クロルメコート」「ジウロン」「シプロコナゾール」「ジベレリン」「ジメトエート」「パラコート」「フルキンコナゾール」「プロクロラズ」「プロチオホス」及び「ブロマシル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2号に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. 2,4-D（農薬）
2. アゾキシストロビン（農薬）
3. グルホシネート（農薬）
4. クロルフェナピル（農薬）
5. シアゾファミド（農薬）
6. ビフェントリン（農薬）
7. ピフルブミド（農薬）
8. フェンピロキシメート（農薬）
9. プロチオコナゾール（農薬）
10. マンジプロパミド（農薬）
11. ミルベメクチン（農薬）
12. メタアルデヒド（農薬）
13. ルフェヌロン（農薬）
14. エトフェンプロックス（農薬）

15. ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (農薬)
16. アラニカルブ (農薬)
17. イマザキン (農薬)
18. クロルプロファム (農薬)
19. クロルメコート (農薬)
20. ジウロン (農薬)
21. シプロコナゾール (農薬)
22. ジベレリン (農薬)
23. ジメトエート (農薬)
24. パラコート (農薬)
25. フルキンコナゾール (農薬)
26. プロクロラズ (農薬)
27. プロチオホス (農薬)
28. ブロマシル (農薬)

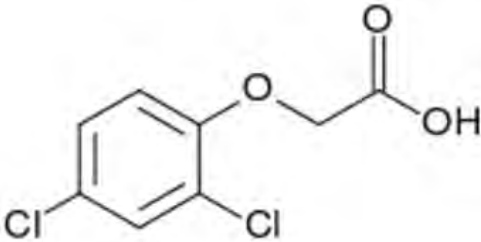
## 2, 4-D

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 3 月 18 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 22 年 2 月 22 日付で、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	2,4-D(2,4-D)		
構造式			
用途	除草剤		
作用機構	フェノキシ系の除草剤であり、オーキシシン作用により植物の分裂組織を異常に活性化して奇形を生じさせ、さらに呼吸の異常増進等によって生理機能をかく乱させると考えられている。		
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 水稲、さとうきび等 使用方法: 散布		
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day	
	国際基準	かんきつ類、ばれいしょ、小麦等	
	諸外国	米国基準	仁果果実類、牛等
		カナダ基準	アスパラガス、クランベリー等
EU 基準		かんきつ類、牛等	
	豪州基準	穀類、ばれいしょ、ぶどう等	
	ニュージーランド基準	かんきつ類、核果果実類	
		インポートトレランス要請: カカオ豆	
食品安全委員会での評価等	初回		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# アゾキシストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	アゾキシストロビン (Azoxyastrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤であり、ミトコンドリアの電子伝達系におけるチトクローム bc1 複合体を阻害することで、病原菌胞子の発芽阻害、菌糸の進展阻止、付着器・吸器・胞子の形成阻害を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 大豆、たまねぎ、レタス等 今回、葉しょうがへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.2 mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、ホップ、卵等
	諸外国	米国基準: 大麦、マンゴー、米等 カナダ基準: ぶどう、なたね、ほうれんそう等 EU基準: グレープフルーツ、レタス、にんじん等 豪州基準: バナナ、アボカド、乳等 ニュージーランド基準: トマト、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 16 年 11 月 30 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 12 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 19 年 10 月 2 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 11 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 23 年 10 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 3 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.18 mg/kg 体重/day	

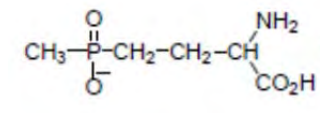
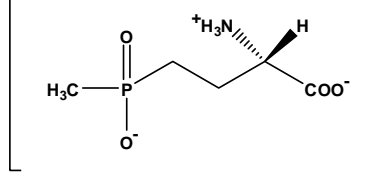
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# グルホシネート

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 3 月 22 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	グルホシネート (Glufosinate-Ammonium)	
構造式	 <p>グルホシネート アンモニウム塩</p>	 <p>グルホシネート P ナトリウム塩</p>
用途	除草剤	
作用機構	アミノ酸系除草剤であり、グルタミン合成を阻害し、アンモニアレベルの調節・蛋白質や核酸の合成のためのアミノ基供給を阻害し、枯死させると考えられる。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:かんきつ類、りんご、さといも等 今回、ぎぼうしへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.02mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、にんじん、ばれいしょ等
	諸外国	米国基準:りんご、バナナ等 カナダ基準:米、ばれいしょ等 EU基準:ヘーゼルナッツ、ブラックベリー等 豪州基準:ホップ、オリーブ等 ニュージーランド基準:シトラス類、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 19 年 7 月 13 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 2 月 25 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 23 年 11 月 15 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 3 月 8 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0091 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# クロルフェナピル

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルフェナピル (Chlorfenapyr)	
構造式		
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤	
作用機構	酸化リン酸の脱共役作用により細胞内 ATP を枯渇させ、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: かんきつ、茶、きゅうり等 今回、とうもろこし、ブルーベリー等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 果菜類 EU 基準: 茶 豪州基準: 仁果類、もも等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 17 年 10 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 9 月 27 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 11 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 23 年 2 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 9 月 8 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.026 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# シアゾファミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 25 年 2 月 6 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シアゾファミド (Cyazofamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられる。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、ぶどう等 今回、こんにゃく、ズッキーニへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: にんじん、うり科野菜等 カナダ基準: かぼちゃ、トマト等 EU基準: ぶどう、うり科野菜 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 16 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 16 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 17 年 6 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 5 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 9 月 6 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 21 年 10 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 7 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理 【6】平成 24 年 1 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 6 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理 【7】平成 24 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 12 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.17 mg/kg 体重/day	

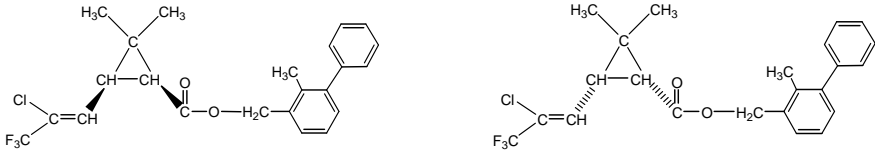
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ビフェントリン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 24 年 11 月 15 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ビフェントリン(Bifenthrin)	
構造式		
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。中枢神経系に作用することで殺虫効果等を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:かんきつ類、りんご、なし等 今回、だいこんへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、大麦、ブラックベリー等
	諸外国	米国基準:アーモンド、ブルーベリー等 カナダ基準:なし EU基準:かんきつ類、ナッツ類等 豪州基準:りんご、アボカド、バナナ等 ニュージーランド基準:かぼちゃ、キウイフルーツ等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 17 年 7 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 5 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 6 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 24 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 11 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.01 mg/kg 体重/day	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

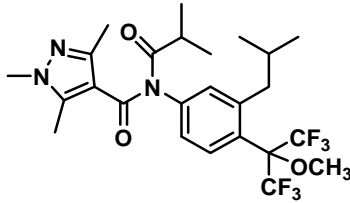


# ピフルブミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピフルブミド(Pyflubumide)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	カルボキサニリド系の殺ダニ剤であり、ハダニ由来ミトコンドリア電子伝達系複合体 II(コハク酸脱水素酵素複合体)を阻害し、殺ダニ効果を示す。	
日本における登録状況	登録されていない。 今回、茶、りんご、いちご等への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フェンピロキシメート

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 24 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンピロキシメート (Fenpyroximate)	
構造式		
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤	
作用機構	フェノキシピラゾール系の殺虫剤・殺ダニ剤であり、ミトコンドリア複合体 I の電子伝達系を阻害することにより効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: トマト、きゅうり等 今回、あずき、茶、ピーマンへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	仁果類、果菜類、ぶどう、ホップ、畜産物等
	諸外国	米国基準: 仁果類、果菜類、畜産物等 EU 基準: かんきつ類、トマト 豪州基準: りんご、なし カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 23 年 1 月 24 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 1 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0097 mg/kg 体重/day	

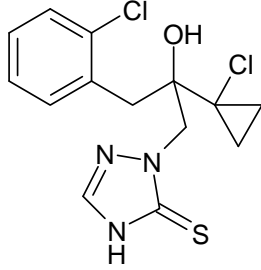
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロチオコナゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 25 年 2 月 15 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオコナゾール(Prothioconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾリンチオン構造を有する殺菌剤であり、脂質生合成経路中の 2,4-メチレンジヒドロラノステロールの C14 位の脱メチル化を阻害して殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day(代謝物脱チオ) ADI = 0.05 mg/kg 体重/day(プロチオコナゾール)
	国際基準	小麦、大麦、大豆、豆類等
	諸外国	米国基準:こむぎ、ばれいしょ等 カナダ基準:小麦、なたね等 EU基準:小麦、大麦等 豪州基準:穀類、なたね等 ニュージーランド基準:穀類等 インポートトレランス要請:小麦、ばれいしょ(米国)
食品安全委員会での評価等	平成 20 年 6 月 2 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 7 月 23 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.011 mg/kg 体重/day	

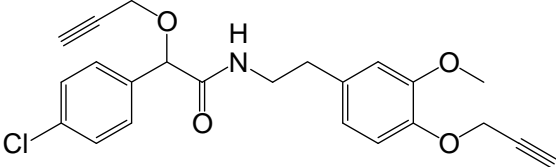
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# マンジプロパミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	マンジプロパミド (Mandipropamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	マンデル酸アミド系化合物であり、リン脂質生合成と細胞壁の沈着に作用することで、被嚢胞子からの発芽管伸長を阻害し、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、トマト等 今回、ブロッコリー、かんきつ類、いちごへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.2mg/kg 体重/日
	国際基準	ブロッコリー、きゅうり等
	諸外国	米国基準: あぶらな科野菜類、オクラ等 カナダ基準: レタス、ばれいしょ等 EU基準: メロン、すいか、ブロッコリー等 豪州基準: ぶどう、家きん等 ニュージーランド基準: ねぎ、ばれいしょ等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 19 年 8 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 7 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 23 年 3 月 1 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 2 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.05 mg/kg 体重/day	

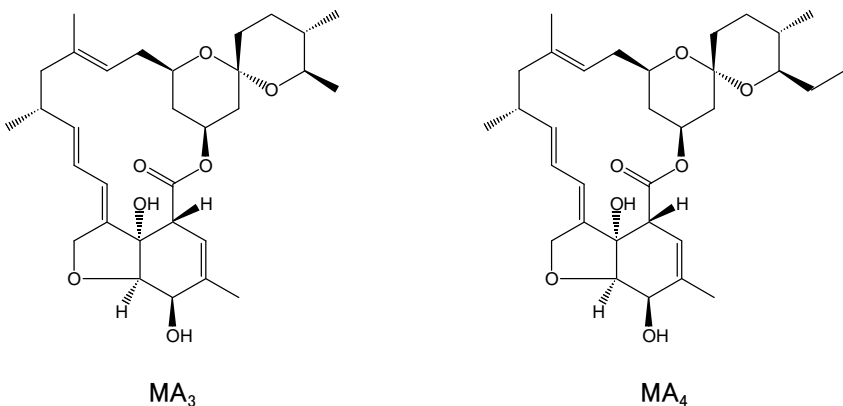
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ミルベメクチン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 3 月 22 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ミルベメクチン (Milbemectin)	
構造式	 <p style="text-align: center;">MA<sub>3</sub> <span style="margin-left: 200px;">MA<sub>4</sub></span></p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	16 員環マクロライド系化合物であり、ダニ、昆虫、センチュウの神経-筋接合部位の塩素イオンチャンネルに作用し、運動麻痺を引き起こして殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: りんご、なす等 今回、あんず、すももへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準: ホップ等 豪州基準: いちご、核果類等 ニュージーランド基準: アボカド等 米国、カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成 17 年 11 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 4 月 2 日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成 23 年 10 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 5 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.03 mg/kg 体重/day	

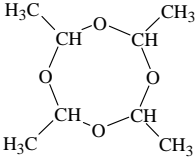
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# メタアルデヒド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 8 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 25 年 3 月 8 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	メタアルデヒド (Metaldehyde)	
構造式		
用途	軟体動物駆除剤	
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の神経節を阻害して麻痺症状を呈し、粘液分泌を促し収縮させることで効果を発揮するものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲、レタス、みかん等 今回、稲、かんきつへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : レタス、かんきつ等 E U 基 準 : いちご、ねぎ等 豪 州 基 準 : 穀類、野菜類、果実类等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: イチゴ (EU)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 15 年 12 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 20 年 12 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 2 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 22 年 9 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 23 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ルフェヌロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 25 年 4 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ルフェヌロン (Lufenuron)	
構造式		
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤	
作用機構	ベンソイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤 (IGR) であり、キチン (昆虫表皮の主成分) の生合成を阻害することで殺虫効果を示す他、直接的な殺卵活性も示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: キャベツ、茶、りんご等 今回、ばれいしょ、ししとう、メロン等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準: あぶらな科野菜、りんご、ぶどう等 豪州基準: 綿実、鶏卵、乳等 米国、カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 17 年 7 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 1 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.014 mg/kg 体重/day	

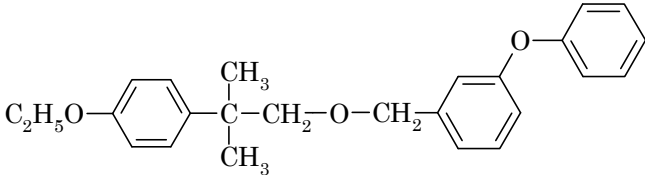
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# エトフェンプロックス

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 2 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	エトフェンプロックス (Etofenprox)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤であり、神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲、キャベツ、かんきつ等 今回、みつば、マンゴーへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、なし等
	諸外国	米国基準: 米 EU基準: かんきつ、ベリー類等 カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 21 年 2 月 17 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 11 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.031 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議



## ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 25 年 4 月 2 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (Methyl Isothiocyanate、Dazomet、Metam)		
構造式	<p>ダゾメット</p>	<p>メタム</p>	$HC_3-N=C=S$ メチルイソチオシアネート
用途	線虫駆除剤・殺菌剤・殺虫剤・除草剤		
作用機構	ジチオカーバメート剤であり、ダゾメット及びメタムは、土壌に含まれる水分によってメチルイソチオシアネート(活性成分、ガス)に変換され、①菌類に対しては親核性原子団(SH基等)と反応し、②線虫に対しては神経系や循環器系、呼吸器系を損傷し、③雑草に対しては種子に作用し、殺菌効果、殺線虫効果、除草効果を示すと考えられている。		
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:キャベツ、はくさい、きゅうり等 今回、だいこん(つまみ菜、間引き菜)への適用拡大申請 使用方法:散布等		
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし	
	国際基準	なし	
	諸外国	EU基準:りんご、ぶどう等 豪州基準:アーモンド、アスパラガス等 ニュージーランド基準:果実、野菜 米国、カナダ:基準なし	
食品安全委員会での評価等	初回		

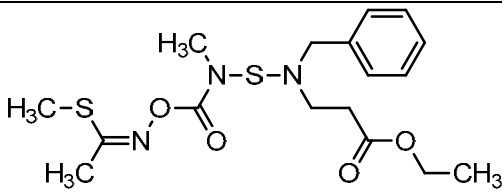
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## アラニカルブ

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	アラニカルブ (Alanycarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	本剤はカーバメート系殺虫剤であり、経口的に又は接触を通じて虫体内に入り、アセチルコリンエステラーゼを阻害することで殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: かんきつ、りんご、なし等	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

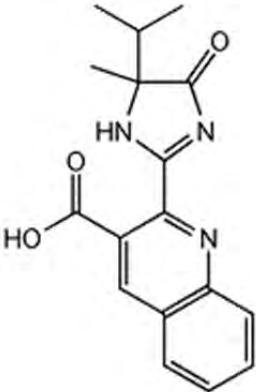
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# イマザキン

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	イマザキン(Imazaquin)	
構造式	 <p>The chemical structure of Imazaquin is shown. It consists of a benzimidazole ring system fused to a benzene ring. The benzimidazole ring has a carbonyl group (=O) and a hydrogen atom (HN) on the imidazole ring. The benzene ring has a carboxylic acid group (-COOH) and a nitrogen atom (N) at the 2-position.</p>	
用途	除草剤	
作用機構	イミダゾリノン系除草剤であり、雑草の茎葉部及び根部から吸収されて分裂組織に蓄積され、バリン、ロイシン、イソロイシンの生合成に関与するアセトヒドロキシ酸合成酵素 (AHAS) を阻害してタンパク質合成を阻害すること等によって枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

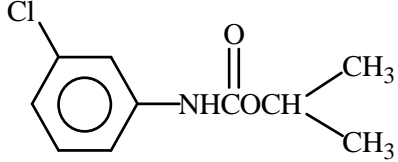
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# クロルプロファム

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルプロファム (IPC) (Chlorpropham)	
構造式		
用途	除草剤・成長調製剤	
作用機構	カーバメート系除草剤で、根から吸収されて細胞分裂を阻害して枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 小麦、大麦、いんげんまめ等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、ばれいしょ等
	諸外国	米国基準: 牛、山羊等 カナダ基準: ばれいしょ EU基準: てんさい、羊等 豪州基準: もも、米等 ニュージーランド基準: ばれいしょ
食品安全委員会での評価等	初回	

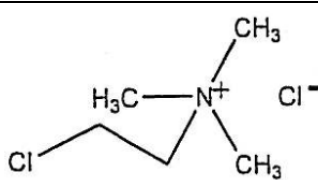
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## クロルメコート

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルメコート (Chlormequat)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	<p>茎葉部等から植物体内に吸収され、ゲラニルゲラニルニリン酸 (GGPR) からコパリルニリン酸 (GDP) への酵素反応を阻害することで、ジベレリン合成を抑制することにより作用 (着粒増加、新梢伸長抑制) を発揮するものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	登録がなされている。	
	適用作物: 小麦等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.05mg/kg 体重/day
	国際基準	大麦、小麦等
	諸外国	カナダ基準: 小麦 EU基準: なし、小麦、なたね等 豪州基準: グレープ、家きん等 ニュージーランド基準: 小麦、カラスムギ 米国: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

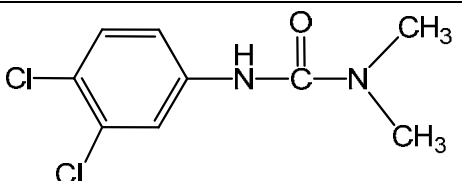
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ジウロン

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジウロン(DCMU) (Diuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	非ホルモン性フェニル尿素系除草剤である。土壌表面近くにとどまって根から吸収され、または出芽中の目に吸収され、出芽後にヒル反応(光合成反応の一部)を阻害することで枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、りんご、もも等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 小麦、さとうきび等 カナダ基準: かんきつ、ぶどう等 EU基準: 穀類、豆類等 豪州基準: さとうきび、アスパラガス等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

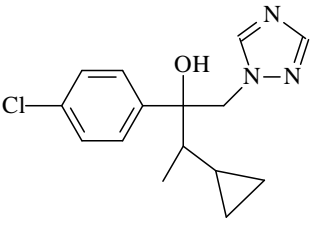
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# シプロコナゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シプロコナゾール (Cyproconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機序	トリアゾール系のステロール合成阻害剤であり、P450 を阻害してエルゴステロール合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適応作物: いちご、小麦等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	大豆、てんさい等
	諸外国	米 国 基 準 : とうもろこし、大豆、小麦等 E U 基 準 : 大麦、もも、てんさい、アスパラガス等 豪 州 基 準 : 畜産物、らっかせい等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

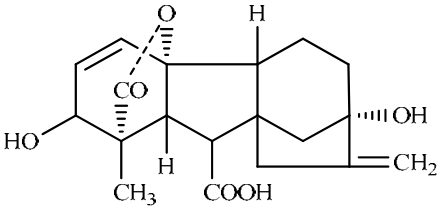
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ジベレリン

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジベレリン (Gibberellin)	
構造式		
用途	成長調整剤	
作用機構	三環性のジテルペン酸に属し、植物体に内生する植物ホルモンのひとつであり、細胞周辺部の微小管の再配列や、オーキシンの生合成や蛋白合成等多くの生化学的過程の活性化することにより、伸長促進による茎葉の成長、果実の肥大促進等、さまざまな作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。	
	適用作物: ぶどう、かき等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議



# ジメトエート

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジメトエート(Dimethoate)	
構造式	$\begin{array}{c} \text{H}_3\text{CO} \quad \text{S} \\ \quad \quad \quad \parallel \\ \quad \quad \quad \text{P} \\ \quad \quad \quad / \quad \backslash \\ \text{H}_3\text{CO} \quad \text{SCH}_2\text{CONHCH}_3 \end{array}$	
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤	
作用機構	有機リン系の殺虫剤であり、昆虫体内で酸化されてコリンエステラーゼと結合して正常な神経伝達機能を阻害することで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:みかん、だいこん、はくさい等 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.002 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、大麦、かんきつ等
	諸外国	米国基準:小麦、とうもろこし等 カナダ基準:いちご、かんきつ等 EU基準:小麦、大麦、ぶどう等 豪州基準:米、とうもろこし、小麦等 ニュージーランド基準:バナナ、ベリー類等
食品安全委員会での評価等	初回	

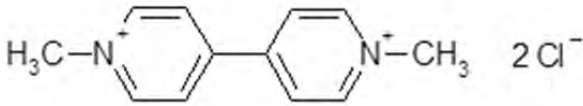
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# パラコート

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	パラコート(Paraquat)	
構造式	 <chem>CN1=CC=C(C=C1)-c2ccc(NC)cc2.[Cl-].[Cl-]</chem>	
用途	除草剤	
作用機構	非選択性接触型のピピリジウム系除草剤であり、葉緑体中の光合成系に含まれる励起電子に還元されて活性酸素を発生し、植物細胞を破壊して枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。	
	適用作物: 水稲、ばれいしょ、カリフラワー等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.005mg/kg 体重/day
	国際基準	米、かんきつ等
	諸外国	米 国 基 準 : アスパラガス、さとうきび、ぶどう等 カナダ基準: りんご、大麦、きゅうり等 E U 基 準 : 米等 豪 州 基 準 : ホップ、ばれいしょ等 ニュージーランド基準: 野菜類等
食品安全委員会での評価等	初回	

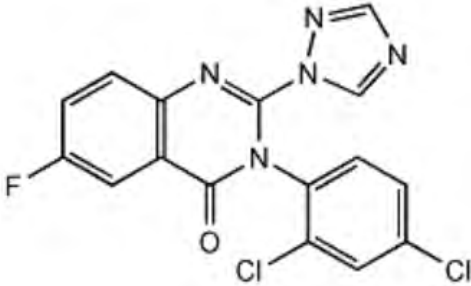
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルキンコナゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルキンコナゾール(Fluquinconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系のステロール合成阻害剤であり、P450 を阻害してエルゴステロール合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準:りんご、なし、もも等 豪州基準:仁果類、大麦、小麦等 ニュージーランド基準:小麦、哺乳類 米国、カナダ:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

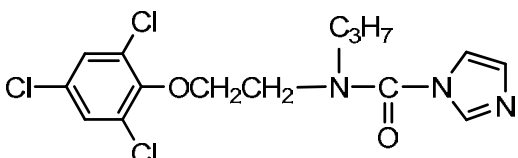
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロクロラズ

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロクロラズ (Prochloraz)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イルミダゾール系殺菌剤であり、エルゴステロール(植物病原菌細胞膜の構成成分)の生合成を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲、小麦等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	穀類、かんきつ、家きん等
	諸外国	E U 基準: 大麦、米、とうもろこし等 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# プロチオホス

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオホス (Prothiofos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	本剤は有機リン系殺虫剤であり、経口的に害虫体内に取り込まれ、コリンエステラーゼを阻害することで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 大豆、ばれいしょ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準: バナナ、ブロッコリー、はくさい等 ニュージーランド基準: りんご、西洋なし、ぶどう等 米国、カナダ、EU: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

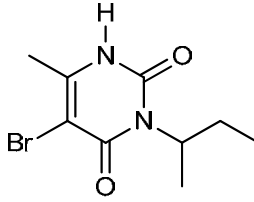
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ブロマシル

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ブロマシル(Bromacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ウラシル系の除草剤で、光合成のヒル反応を阻害することで枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 温州みかん、パイナップル 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: かんきつ類、パイナップル カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【アゾキシストロビン】

- ・ 作物残留試験成績

【グルホシネート】

- ・ 作物残留試験成績

【クロルフェナピル】

- ・ 作物残留試験成績

【シアゾファミド】

- ・ 作物残留試験成績

【ビフェントリン】

- ・ 作物残留試験成績

【フェンピロキシメート】

- ・ 作物残留試験結果

【プロチオコナゾール】

- ・ 作物残留試験成績

【マンジプロパミド】

- ・ 作物残留試験成績

【ミルベメクチン】

- ・ 作物残留試験成績

【メタアルデヒド】

- ・ 作物残留試験成績

【ルフェヌロン】

- ・ ラットにおける急性経口毒性試験 (2004 年)
- ・ ラットにおける急性吸入毒性試験 (2004 年)
- ・ ラットにおける急性吸入毒性試験 (2004 年)
- ・ ウサギを用いた皮膚刺激性試験 (2004 年)
- ・ ウサギを用いた眼刺激性試験 (2004 年)

- ・ 原体混合物 (CGA192416) のラットを用いた急性経口毒性試験 (2004 年)
- ・ 原体混合物 (CGA241015) のラットを用いた急性経口毒性試験 (1993 年)
- ・ 原体混合物 (CGA314830) のラットを用いた急性経口毒性試験 (1993 年)
- ・ 原体混合物 (CGA314835) のラットを用いた急性経口毒性試験 (1993 年)
- ・ 原体混合物 (CGA192416) の細菌を用いた突然復帰変異試験 (2004 年)
- ・ 原体混合物 (CGA241015) の細菌を用いた突然復帰変異試験 (1993 年)
- ・ 原体混合物 (CGA314830) の細菌を用いた突然復帰変異試験 (1995 年)
- ・ 原体混合物 (CGA314835) の細菌を用いた突然復帰変異試験 (1993 年)
- ・ ヤギを用いた家畜代謝試験 (1992 年)
- ・ 産卵鶏を用いた家畜代謝試験 (1992 年)
- ・ 乳牛を用いた家畜残留試験 (1995 年)
- ・ 肉牛を用いた家畜残留試験 (2000 年)
- ・ ヤギを用いた家畜残留試験 (1992 年)
- ・ 産卵鶏を用いた家畜残留試験 (1992 年)

#### 【エトフェンプロックス】

- ・ 作物残留試験成績
- ・ ラット、マウス、イヌ、ヒトについての *in vitro* 動物代謝試験 (2011 年)
- ・ ラットを用いた動物代謝試験 (2012 年)
- ・ 海外評価書 JMPR Report 2011 (代謝試験、毒性試験等)